

# 航空機燃料税納税申告書の記載要領等

- 1 この用紙は、航空機燃料税の納税申告書（期限内申告書、期限後申告書、修正申告書、還付請求申告書）として使用してください。  
なお、期限後申告書、修正申告書又は還付請求申告書として使用する場合には、その区分に応じ□欄にを付してください。  
おって、既に納税申告書を提出している者が国税通則法第23条の規定に基づく更正の請求を行う場合、「航空機燃料税更正請求書」を使用してください。
- 2 「㍷」や「同上」は、記載しないでください。  
また、「税務署整理欄」には、記載しないでください。
- 3 この申告書は、次により記載してください。
  - (1) 「令和 年 月分」の箇所には、申告しようとする航空機燃料の積み込みをした年月を記載します。  
なお、航空機燃料税法第14条第2項《課税標準及び税額の申告》の規定により航空機燃料税の還付請求申告書を提出する場合には、還付請求申告書を提出する日の属する月の前月を記載します。
  - (2) 「申告者」欄は、次のとおり記載します。
    - イ 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合には、個人番号を記載し、法人等の場合には、法人番号を記載します。
    - ロ 「住所」欄には、申告者の住所（申告者が法人等の場合には、本店又は主たる事務所の所在地）を記載します。
    - ハ 「氏名又は名称」欄には、申告者が個人の場合には、氏名を記載し、法人等の場合には、名称を記載します。
    - ニ 「代表者氏名」欄には、法人等の代表者の氏名を記載します
    - ホ 「事務代理人」欄には、代理人の名で申告書を提出する場合（あらかじめ「申告・申請等事務代理人届出書」を提出している場合に限り。）における代理人の役職名（又は職業）及び氏名を記載します。
  - (3) 「納税地」欄の「所在地」欄及び「名称」欄には、この申告書を提出する航空機燃料の積み込みの場所又は取卸しの場所（航空機燃料税法第9条《納税地》の規定により国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所）の所在地及び名称を記載します。
  - (4) 「㊤課税標準数量の計算」の各欄は、次により記載します。  
なお、修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を記載します。
    - イ 「㊠積込場所の所在地及び名称」欄には、その月中において航空機に航空機燃料を積み込んだ場所の所在地及び名称を記載します。
    - ロ 「積込数量」欄には、その月中に航空機に積み込んだ航空機燃料の数量を、「㊠積込場所の所在地及び名称」及び適用される「税率」の区分ごとに、それぞれの欄に記載します。
    - ハ 「㊡～㊣」欄には、「㊡～㊣積込数量」の合計数量を記載します。
  - (5) 「㊦～㊨」欄には、適用される税率を記載します。
  - (6) 「この申告書による税額」欄の各欄は、次により記載します。  
なお、修正申告書を提出する場合には、修正後の内容を記載します。
    - イ 「㊩航空機燃料税額」の各欄には、その月中に航空機に積み込んだ航空機燃料の数量（㊡～㊣欄）にそれぞれ適用される税率（㊦～㊨欄）を乗じて得た金額を記載します。
    - ロ 「㊫」欄には、航空機から取卸しをした航空機燃料につき納付した、又は納付すべき航空機燃料税相当額の控除又は還付を受けようとする場合に、その控除又は還付を受けようとする航空機燃料税相当額（「航空機燃料税取卸控除（還付）税額計算書」の「税額」欄に記載した金額）を記載します。
    - ハ 「㊬」欄には、「㊫」欄に記載した金額が「㊭」欄に記載した金額よりも大きい場合に、㊫－㊬の算式により計算した金額を記載します。
    - ニ 「㊯」欄には、「㊭」欄に記載した金額が「㊫」欄に記載した金額よりも大きい場合に、㊭－㊯の算式により計算した金額を記載します。この場合において、その差し引きして計算した金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その全額が100円未満のときは「00」を二重線で抹消し「0」と記載します。
  - (7) 「㊰」欄には、修正申告書を提出する場合に、修正申告を行う直前に確定している納税申告書の「㊱還付を受ける金額」欄若しくは「㊲納付すべき税額」欄の記載内容（還付を受ける金額の場合には、「一」印を付してください。）又は修正申告の直前に受けた更正通知書若しくは決定通知書の「調査額」欄の記載内容を記載します。
  - (8) 「㊳」欄には、修正申告書を提出する場合に、㊯－㊬－㊰の算式により計算した金額を記載します。

この場合において、その計算した金額に 100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた後の金額を記載し、また、その計算後の金額の全額が 100円未満のときは「00」を二重線で抹消し「0」と記載します。

- (9) 「①」欄には、納税申告書に添付して提出する書類の通数を記載します。
- (10) 「④」欄には、期限後申告書を提出する場合は、法律で定める申告期限内に申告書を提出できなかった理由及び事情を記載し、また、修正申告書を提出する場合は、修正申告書を提出することとなった理由及び事情を記載します。
- (11) 「⑤」欄には、期限内申告書又は還付請求申告書を提出する場合で、「⑬」欄に還付を受ける金額を記載したときに、その還付を受けるべき金融機関について記載します。

4 次に掲げる場合には、上記3の(2)にかかわらず、次により記載してください。

- (1) 相続人（包括受遺者を含む。以下同じ。）が被相続人（包括遺贈者を含む。以下同じ。）の納税申告書を提出する場合

イ 「住所」欄には、相続人の住所を記載します。

ロ 「氏名又は名称」欄には、相続開始時の被相続人の住所及び氏名をかつこ書きし、かつ、「相続人」と表示の上、相続人の氏名を記載します。

ハ 相続人が2人以上いるときは、そのうちの1人がイ及びロによりその者の住所及び名を記載し、かつ、その氏名の次に「ほか何名」と他の相続人の数を記載して、適宜の用紙に、全部の相続人の住所、氏名、被相続人との続柄、各相続人の相続分、相続（包括遺贈を含みます。）によって得た財産の額及び「⑰」欄又は「⑲」欄に記載した納付すべき税額を相続分によってあん分計算した金額を記載します。

- (2) 合併後存続する法人、合併により設立された法人又は人格のない社団等の財産上の権利義務を承継した法人等（以下「合併法人」という。）が、合併により消滅した法人等（以下「被合併法人」という。）の納税申告書を提出する場合

イ 「住所」欄には、合併法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。

ロ 「氏名又は名称」欄には、合併時又は承継時の被合併法人の本店又は主たる事務所の所在地及び名称をかつこ書きし、かつ、「合併後存続法人」等と表示の上、合併法人の名称を記載します。

ハ 「代表者氏名」欄には、合併法人の代表者の氏名を記載します。

- 5 取卸しをした航空機燃料について、航空機燃料税相当額の控除又は還付を受けようとする場合には、「航空機燃料税取卸控除（還付）税額計算書」を添付してください。ただし、期限後申告書を提出する場合には、航空機燃料税相当額の控除又は還付を受けることができませんので、この計算書は添付できません。

また、修正申告書を提出する場合で、この計算書の内容を修正するときは、修正後の内容を記載した計算書を添付してください。